

地球第十五卷第六號

昭和六年六月

支那度量衡の原流を論ず

藤 田 元 春

一、度

支那の度量衡の起源は古い、史記を見ると夏禹は以身爲度、以聲爲律といひ、帝王治世の要務であるかと考へ虞書には律度量衡を同くするとあつて、その起源を帝舜に歸してゐる。又、大戴禮王言篇には、布指知寸、布手知尺、舒肘知尋、十尋而索、百步而堵、三百步而里とあるが、この説はいかにも起度の原流を語る所の古傳らしく考へられる。

上古の人が指の長さで寸、手の幅で尺または肘をのばして間を取り、歩幅で里數を定めたことは支那に限つたことではなく、我國でも八咫のタは手、十握のツカは手の幅、さうしたもので物の大きさをしめし、英語でフートといへば足であるが、足の長さ十二文、それは丁度英國の十二吋即一呎に一致して東西符を合する。マイルといふは千歩といふことであるのと同様で、世界的に有史以前からさうした約束が發生したのである。

しかし文明が進んでくると、さうした個人の大小によつて動くものを以て標準にすることは出来ないで、度の起源として種々の考説が戦國以後秦漢の間に發生した、易緯には馬の尾の幅を以て一分、淮南子には禾の葉の幅を單位とし、その十二を一粟、十二粟を以て一寸。孫子算經には蠶の吐く糸を忽とし、十忽で一糸、十糸で一毛といふやうな説が出たが、秦が天下を一統するに至つて度量衡を統一公定し、多くの書を焚いて異學を禁じた。秦の亡後になつて、その禁じた學が再びあちらこちらの山澤の間、隱逸の士によつて唱へられることになつたので、前漢には古學大に復興し尺度の如きものも、甲論乙駁底止する所がなかつた。

そこで前漢の末に王莽が政を攝するや、周代の政治を理想とし己の名譽を輝かすために、天下の中で律度量衡に通ずるもの百餘人を徵めて、一大會議をひらき、當時の學者劉歆が之を主宰し、始めて天下の學者の認めて以て正説とする度量衡が出來た。

出來ると同時に銅尺や竹尺、銅の嘉量又は權といふ原器をつくつて天下に之を頒つた、爾來支那の法制上の度量衡は一定し、起度の源として黃鐘の管長に基づき、北方の柷黍(クロキビ)中者の幅を以て一分とする。又その容量や、その重さを以て「量器、衡器の原本にするといふことになつた。従つて支那の度量衡は後世、我國の大寶令でも、大清會典でもすべて、其の基く所が漢の法制であつて、それは漢書律歷志に詳である、曰く

度者分寸尺丈引也所以度長短也、本起黃鐘之長、以子穀秬黍中者一黍之廣度之、九十分黃鐘之長一、爲一分、十分爲寸、十寸爲尺、十尺爲丈、十丈爲引而五度審也。

かうした立法的の文章によつて、爾來支那では黃鐘の管長といふものが度律の原器となり、これ

をはかる秬黍の幅（管長の九十分一にあたる）といふものが、併せて重んぜらるゝことになつた。故に唐代の法制である六典にも、「凡度は以北方秬黍中者一黍之廣爲分、十分爲寸、十寸爲尺、一尺二寸爲大尺、十尺爲丈、と定め、量は秬黍中者千二百黍を侖とし、二侖を合とし、十合を升、十升を斗、三斗を大一斗、十斗を斛とすると定め、權衡の方は秬黍百黍の重を以て銖とし、二十四銖を兩とし、三兩を大兩とし、十六兩を斤とす。」と定まつたのである。

即ち唐代以後北方の秬黍の幅といふものが、法令上、尺の原器となり其容積や、重さがそれぞれ量衡の原器となつたので、其法はずつと後世に及び、宋代に於ても、景德中劉承珪がその制度を正した時、やはり漢志に基き、秬黍の廣を以て分とし、量、衡いづれも積黍を以て準とし、尺寸、斗升、兩銖すべて古に従つた。さうした次第で後世大清會典にも亦大明の制に従ひ一黍の縱を以て一とし十黍を重ねて今尺一寸とした。之を工部營造尺といふ。

我國でも六典を真似たから秬黍の幅を以て一分としてゐたのであるが、黍といふものは、中といつても年の豊凶で大小が出来るし、同じ幅だといつても横黍、縦黍、斜黍といふ工合で、横にとるか、縦にとるか、斜にとるか、そのとり方で分の幅は變動する。自から尺といつても其長は一定しないであらう。故に長孫無忌が隋書律歷志を編纂した時、既に古くから傳來の古尺を比較すると長短があつた。又量の方も歴代の桴の大きさがちがう、權衡に至つては差變はなはだしく、其詳なることを聞かずと慨嘆し、當時官府に集めた十一種の各の尺長を官尺ではかつた長さをしるし、量の方でも黃鐘管をそれ〴〵十一種の尺でつくつて、黍を入れてみて、千二百黍入るものはたゞ一つしかなかつたことを記録に止めたのである。

これを現在の支那についてみると、いかにも官尺はあるが、民間の尺は長短區々で、各地各市、或は各戸で長短が一致しないのみでなく、筆者が蘇州のある店で尺を買つたところ、同じ店で同じ竹尺であるに長短種々の尺が店頭にうられてゐた位である。南滿洲に行くときやはり同様で、裁尺（我曲一尺に近い）官尺（工部營造尺、蘇尺ともいふ、我曲尺一尺〇五五）大尺（又は布尺といひ、我曲一尺八寸に近い）又は拐尺（我國の曲尺に似た木工の尺、長さは曲一尺にひとしい）といふ四五種のものがあつて、それが各都市で一二分の訛長のないのはない、量も權も同様で殆ど統一がない。かうした亂雑な状態はどうして發生したかといふに、何分にも支那は廣い、政治が行渡らないのみでなく、もともと周代の古へから、百工いづれも自分勝手な尺をつくつてゐたので、最初から各地に長短種々の尺があつたのである。そこでそのうちで最も廣く分布したものが、勢力のある政府の力により遂に公認さるゝ時代がきて、始めて公定の尺となつた。それは實に秦代のことであつて始皇の二十六年（前二二一）に法度衡石丈尺を一定することが出来た、これは秦の統一による重大な結果で、始皇も大に之を自慢とし琅邪臺に秦徳を頒し、器械一量、同書文字、日月所照、舟輿所載、皆終其命と刻石したのみでなく、さうした器具にも一々その公定したことを刻したのであつた。京都の藤井善助氏所藏の秦權の如き、明にさうした文字が刻してあるのである、かくして支那に始めて度量衡法といふべきものが發達したのである。

恐らく秦代公定の尺は次の漢代にも用ひられたので後人はその尺に「周尺」といふ名をつけた、ところが古來自分手製の尺で、百工が器械をつくつてゐた習慣が一朝一夕には無くならぬのみでな

く、その頃既に十進法と相並んで、三とか六とかで單位をすゝめる、十二進法が行はれてゐた習慣があつて、最初にその公定の周尺よりも、二寸短い八寸の古尺といふものが發見された。同時に九寸の尺とか、又は一尺二寸の尺とかいふ區々の長さの尺が民間にあることが發見された。そこで後漢の學者は、こゝに三代異尺の説(白虎通)といふのをたて、夏は十寸、殷は十二寸(元は九寸)、周は八寸だといふことをのべた。これは事實は夏又は殷に正しい尺があつたわけではなく、さうした區々の尺の存在をみて、かやうに説明したまでであつたらしい。しかもその習慣は容易にぬけなかつたから、遂に唐代になると、十寸を一尺とすると同時に、十二寸を以て大尺とするとか、三斗を以て大一斗にするとか、三兩を大一兩にするとかいふ法制をたて、以て俗間の慣用に合せしめるといふことになつてしまつた。蓋し十二進法又は六進法による舊慣の土地は、現在も支那にある。例令ば廣東省瓊州のごときは六を以て單位とし、之を秦の遺制だといひ、六文で一錢、六十六文で一兩、六百文で一貫、田禾も十二握を以て一担とし。六丁で一里だといつてゐるの類である。これは日本でさへも、同様な慣習が時々あちらこちらに残存することによつて、其由來の古さがしられると思はれる。

さうした次第であるから結局支那には定尺がない。けれども、少くとも秦始皇の時に、ある長さの定尺が出來て、漢代に用ひられたことは慥かである。漢代の古尺は今日所々から發掘される。それによると七寸五六分から八寸にちかひ、故に、この今の曲尺から約二寸を減じた長さを以て、凡そ當時の公尺とみてよい、次で唐の六典の時に、その八寸の尺を以て小尺とし、一尺二寸を以て大

尺と定めた、それが恰も我國の曲尺一尺に相等する。爾來千有餘年、支那での公定の尺は、我國の曲尺の長さに近いものと定まつてしまつた。故に今でも滿洲に於て、官尺、裁尺、又は拐尺、いづれも一二分の差はあるが、すべては我曲尺即三〇三耗にちかいのである。

繰返していへば支那のずつと昔には、漢尺（八寸）からみて、周尺八寸といつた處の「六寸四分」にちかい古尺があり。やがて二寸を延して八寸の漢尺（周尺、秦尺又は唐の小尺）が出来、更らに二寸を延して一尺の單位（唐大尺、我邦の曲尺）が出来たのである。その延し方は或は十分二を増すもあれば、或は五分四を乗じて短くする、或は四分の五を乗じて長くするものもあつたので、その結果は一分や二分の訛長が出来たが、さうした種々の變化により、支那には一地方に於て、常に少くとも四五種の尺があることになつた。我國に於てもそれが渡來して、六寸四分の古尺を「菊ざし」といひ、曲八寸のものを「もんぎ」といひ、曲一尺を「かねざし」といひ、その上に二寸を増した「高麗尺」二寸五分をました「鯨尺」といふものが、現在でも用ひられるやうに、朝鮮では李朝に於て、五等の尺といふ制があり周尺（六寸四分）禮器尺（八寸から九寸）さては布尺といふものの中に一尺五寸尺から、一尺八寸に近い大尺が出来てゐて、今日でも民間家庭では、手製の大尺が使用されてゐる。筆者はその一本を慶州に得て、京大陳列館に出陳した位である。（拙著尺度綜考參照）

さうした次第で、支那には種々の尺があるけれども、漢代、黃鐘律に關連して柷黍といふものを度の起源にしてからは、その基く所が一定し、唐大尺を得るに至つて、大凡の尺長が公定した。我

邦の曲一尺といふものが其標準である。清の官尺は明の官尺と變化がなかつたが、手から手にうつす間に心理學的訛長が出來、ある土地では其長さ三一七、五耗にもなつてゐたが、後に三〇八耗を以て一尺とした。しかし中華民國の尺長は三二〇耗である。従つて今日の日本の一尺よりも一七耗長い尺を用ひてゐる。しかし其基く所は右に述べたやうな歴史の結果であつて、日本の曲尺と支那の官尺とは其發生からみて同類尺といふべきである。朝鮮も同様であつて、日本尺と朝鮮の木工の尺とは、全く同じだと、鮮民が確言する位である。蓋し日、鮮、支を通じて、公定の一尺といふものはその基く所が同じいものであつたのである。

二、量

尺は右にのべたやうに人身の手の寸法から發達したのであるが、しからば量はどうであつたか、量の方も黃鐘の管といふやうなものから出發したものでなく、何か人體に關係したものがなかつたかと考へる。兩手で物を掬うといふことがある、もしくは皿にのせて、或は木の葉にのせて、之を食うとか飲むとかいふ時に、一杯二杯といふ單位が出來はしなかつたか。予の考ふる所では、さうした原始の最もプリミチーブな量器は掌メナツコではなかつたかと考へる。

洛北の木野といふ所に土器の製作地がある。去月その地に行つて土器の製作と種類とをみた所、最も小さいのは粘土を右の掌にのせてそれを左の肘底で叩く、二三回たたくと小さい「コホロケ」といふ土器が出來る、それをやけば、取も直さず掌の模型が出來たといふべきである。この小さいコホロケの上に小ヂウ、大ヂウといふ名の土器がある、小升、大升の古語である。それから三度四

度五度六度七度と段々大きく九度、十度に至つてソコミといふ風に土器が大きくなつて止まる。三度四度といふ語は予の考ふる所によれば、三豆、四豆といふのと同意ではなかつたか？

喜多川喜莊氏は近世風俗志に同様のことを考へ、第八篇に、膳といふ一節を設て曰く

上古は食類を栢葉カンバに盛る故に膳の和訓「かしはで」と云ふ、其後は土器及び曲物(木器)を用ふ。

土器 かわらけ と訓ず、古名に小を「こちう」今のへそかはらけ也漸く大を三度、今云ふ酒杯に用ふ。五、七、九、十一、十三、十五度入には肴を盛る、土器十五度入に止む。又「そくび」、「あひのもの」、「へいかう」等の名あり、へいかう平高也。

とのべてある、これは恐らく喜多川氏が木野で見聞したことであらう。但し木野はもとと奈良から嵯峨へ移つた（八軒屋）のであつたが、後地を賜ふて幡枝にうつたといふ、幡枝は先般桓武奠都の時の瓦をやいた窯の發見された土地で粘土が多い。

木野はその小字で近衛家領であつた。實に奠都以來宗廟の祭器を作つて奉仕した一族の居住地である。宗教的のものであるから、古來相傳で家柄も立派になり、就中、丸太夫、忠太夫の二家は、この村での本元であつて、今も其業を繼承し、御所や近衛家をはじめ神社に土器を供給する。

北肉魚山行記（雍州府誌の著者、元祿二年十一月に歿した黒川道祐の著）を見ると、それにはやはり、この木野の土器町をしるし、

毎家製之、家庭に大なる籠を設け、直に土にて鍋やしの形をこしらへ、土器を並べ置、底所々に穴を開下より篠葉サハハを薪とし、自早炭燒之。至午時火を滅し翌日出ツク土器。京師に賣る。治兵衛といへる者禁裏院中に土器を獻ず、三度五度七度壘ソツレ鼻など云て大少数品あり、此稱號は昔九賦の酒の次第より名付、耳付土器ナツクを製す。是れは晴の御膳の馬頭盤の略にて、堂上家の膳の上に箸一雙を載る物也。

とのべて、元祿頃にやはり三度五度七度といふ名があつたことを告げる、其製法、三百年後の今日少しも變つてゐない、恐らく千年の昔と同様であらう。

今日では木野の忠大夫といふ家に相承傳來の技術に長じた老嫗がゐる、三、四、五、六、七、八、九、十といつて三、五、七、十一、十三、十五といふ奇數名を用ひない、この後の方は元祿當時既にその名があつたのであるが、奇數名にしたのは恐らく中世のことで、事實は三、四、五と進んだのではなかつたか。

喜多川氏は三度は酒器也といひ、黒川氏も亦九献の酒の次第といつたが、其基く所は何かといふに我國の古傳には見えないけれども、支那にあるやうだ。周代宗廟の祭器である勺又は爵といふものをみると、其形はコホロケに類し、三度といふ語は支那でも三豆といふたのである。

禮記郷飲酒の禮を見ると、六十者三豆、七十者四豆、八十者五豆、九十者六豆所以明養老也とあつて、老人に酒をすゝめるに、老年ほど大きい杯を以てし、老を尙ふとあるが、秋官の掌客には夫人禮を致す六壺六豆、六籩としるし、同じく八壺八豆八籩といふ御馳走の數位が記されてゐる。

爾雅には瓦豆(即かはらけ)謂之登とあり、肉をのせるものだとし、説文には皿と豆とは飯食之用具であつて象形與豆同意とある。してみると豆は皿であつて、古への柏葉にかへたもの、飲器であり食器である。

飲器としての最古の者としては西清古鑑の龍勺である。それは高九分、深八分、徑長二寸九分、濶一寸八分宗廟器也とあるが、其形の龍首をとると實に我土器、ヘソガワラケ、又はコホロケに等

しい形で、肘と掌との間に土をいれて叩いて作つたものに近い。禮記に夏后氏楬豆、殷玉豆、周獻豆とあるが楬無異物之飾也とある通り、支那でも最古の豆は飾がなかつた、殷では玉即玉製が出來、周では獻豆、獻音娑で娑足希疏之義であるから疏刻が加はつたのだといふ定説である、してみるとこのカハラケは最古の楬豆の形ではないか、これを勺又は爵といふ、それで三杯位いられる場合の土器を木野では現に三度といふ。度は豆又は斗と同じ語であらう。コホロケのつぎにその一杯半程入るものは小升コヂツ、二杯入るものは大升オホヂツで、そのつぎが三度、それから四、五、六、七、八と段々大きくなつて、直徑一尺にもなつてソクミソクミ(底見)といふもので極まる。本朝陶器攷證にも三度からさき一寸づゝ大きくなるので、一寸を一度といふ風に計算するのだと述べてゐる。それは周禮考工記の其臀一寸其實一豆とあるのに叶ふて何だかその大きさの順序が量をしめすやうである。但しこの尺は周尺であるから深さ八分になる、知友島田貞彦君は最近この地の土器考をのべ、現状を記され八寸を以て最大の土器とするされた。即ソクミは周尺で直徑一尺の土器である。(考古學雜誌第二一巻、三參照)

今こゝで飲酒の器から量をたてた例を上ぐれば、周禮梓人の酒器にも爵一升、觚三升とある。禮器制度には、觚大二升、斝大三升とある。即ヘソガラケ一杯が一升、二升が大升オホヂツで、三度は三升といふことであつたと考へると、この周禮や禮器の制度の古傳が、我國にも古くからあつたことになる

漢書地理志をみると、燕の條に、

箕子去之朝鮮教其民以禮儀田蠶織作。其田民飲食以蓬豆師古曰以竹曰筵、更及內郡賈人往々以杯中略、東夷天性柔順

吳於三方之外、故孔子悼道不行、設浮於海、欲居九夷有以也。夫樂浪海中、有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻。

とある。果して然らば竹製の籩や、木製の豆で飲食したのは鮮人のみではなかつた筈であつて、古い東洋の習慣であつた。故に爾雅の瓦登（カワラケ）を用ひたことも古い。神武天皇の東征にはさうした「ヒラカ」をつくられた傳説がある。その製作を傳へた木野の工人が、今も猶ロクロを用ひないで、たゞ掌の上に粘土を置き丸い鍋蓋様の丸木で、コホロケからソクミまでの豆をつくることは、實に由來が古いと云はねばならぬ。

黒川道祐が九獻の儀といつたのも其山來は古い、左傳をみると——僖公廿二年に楚子入、享干鰓九獻、庭實旅百。加籩豆六品。とある。籩豆は朝鮮のものではない、支那の語であつて、論語にも籩豆之事別に宥存すといふ語がある。恐らくはさうした古い周代には、この飲器で物の量をはかつたのであらう。但し西清古鑑に出る豆といふものは銅器で臺がつく「たかつき」といふ形になるが、蓋しその原始の楮豆ならば臺がなくて、今のカワラケに近いものであつたであらう。

○
しからばさうしたコホロケを一升とし、それから二升三升といふ風に食料から量を定めた證據がどこにあるかときかれるならば、予は直ちに左傳昭公三年の條をあげるであらう。

齊舊四量、豆區釜鐘、四升爲豆、各自其四、以登於釜、釜十則鐘

これは周代の齊では一豆といふのは四升であつたといふことで、四豆、四區、四釜といふ風に四杯つゞつて登つてゐて、十釜を以て一鐘とした、故に一鐘は

$$1 \times 10 \times 4 \times 4 \times 4 \times 4 = 640 \quad \text{六石四斗となる。}$$

この計算が周代及漢代にあつたことは周禮樂氏に

量之以爲斛、深尺、內方尺、而圍其外、其實一斛

といふのに、鄭玄が注して、

四升曰豆、四豆曰區、四區曰斛(釜)斛六斗四升也。斛十則鐘。

とあるのによつて證明される。

もしこの四升といふところの舛が、コホロケ一杯即掌オホテに一杯の名であるとするると古の舛は今の二勺位にしかならぬ、一豆といつても掌で四杯である、極めて少量となるのであるが、さうした少量の證據があるかといふに、小爾雅といふ本に古傳がある、曰く

兩手謂之掬、掬四謂之豆

とある、これは狩谷棧齋も認めて古傳とした。いかにも手ですくつて四杯が豆である。左傳に四升が豆であるといふのに一致する。してみるとかの木野のコホロケが元來一升入であつたのが、その二杯で大升オホテといひ、それが後の一升となるのであつた、つぎにその四杯で一豆となつた。一豆とは中人の一食である、史記にも廉頗傳に一飯斗米とある。斗は豆である。戰國策に斗食とある、考工記梓人には一獻而三酬則三豆とある。即酒は三豆の大きいカワラケでのむか、又は小さいので三杯(コホロケ)やるか、それが中人の一頓酒量であつたことを告げる。

さうしたことから考へると量の起源は全く食料である。四豆といへば一家四人の食、一釜といへ

ば釜で炊く一日分の一家の食量である。その實際の語が元になり、やがて尺が定まつた後に、深尺内方尺即一尺立方を以て一斛とするやうになつた、故に漢書に於ては法制を定めて曰く、

量者俞合升斗斛也所以量多少也本起於黃鐘之俞、用度數審其容、以子穀秬黍中者千有二百、實其俞、以非水準其概、合俞爲合、十合爲升、十升爲斗、十斗爲斛而五量嘉矣、其法用銅方尺而圍其外、旁有麻焉、其上爲斛、其下爲斗、左耳爲升、右耳爲合

と記した。これは方尺の圓い嘉量をつくり其の器の下に斗、左耳に升、右耳に合の原器をつけたのである、西清古鑑にその圖がのつてゐる。

かうした原器が出来て、やがて古い傳を失つたが、幸にも我國には、宗廟の祭器として、洛北木野に古代の量を思ひ起さしむる土器があつて、嚴然として三豆から十豆に至る古量を今に作くつてゐるのである。

であるから古い時代の一豆量といふものは、日本のみでなく今日も支那の各地にのこつて、一筒とか一罐とかいつて、油をうる量器にその面影を偲ぶすのがある、又朝鮮へゆくと、宿屋で食は一杯盛りりしか出さない。しかもその一碗は、一千年以前の古墳から出る銅碗と殆ど同大であつて、一頓食といふものは古來少しも變らぬ。

我國では朝鮮のやうに盛りり一杯といふことは、婚禮の時花嫁に食はす時に於てのみその風をつたへ、普通は三杯で一人前となつてゐる、四杯もくへば十分だといふことが、平素の食事の禮になつた。これも實にこの四升一豆の古い量の起源から出發するものであらう。従つて古量は今日とちがつて小さいものであつた、故に伊藤東涯は「制度通」の中に、

「漢時の斗一斛のつもり、何ほどと云ふことは詳にしりがたし。中略漢の時の一升と云ふものは、今日日本の一合ほどと云ふことゆ」

とのべ漢書食貨志の「食人月一石半」及び匈奴傳の嚴尤が言等を引用して之を證明したのである。いかにもさうであらうと考へる。即ち漢代までの升斗石といふものは、大略日本の今日の升斗石の十分一に該當したものと見える。恐らくさうした標準が普遍的に後世にも影響したであらうと考へるが、其後量に關しては、厄介な問題が伴生してきた。それは最初は常人の一頓食から出發したものが、後にはその穀物の出來る地積に關係してくるやうになつたからである。史記の河渠書をみると「收皆畝一鐘」と記したやうに、一畝の收穫高が一鐘即六斛四斗といふことに考へられてきた。さうすると土地の好惡、もしくは年の豊凶によつて一鐘といふものゝ量がかはる。日本でも昔は田の方六尺を以て歩とし、歩の内得米一升といふ制度(令集解)があつた。但しこの一升は唐の一升で、全く漢の一升とはちがうが、この方法によるときは地味により、品種により、年々歳々升の量かはる。少くとも山田と平地の田とはちがう。茲に於てたとへば收穫後の同じ一俵といふものが、土地によつて量がちがひ、三斗俵。三斗五升俵。四斗俵。五斗俵。いづれも一俵だといふ各地各様の風習が、つい先日迄我國の地方にあつたやうなことになるであらう。同様に滿洲でも官斗、倉斗、市斗、圓斗、俛斗等の各種の量器が出來、又同じ一斗でも大豆と芝麻と、高粱と、小麥等々、各その品目によつて、實量がちがひ、年々の豊凶によつて之が又變化するのである。恐らくこれは、支那内地至る所同様であるであらう。日本のやうに徳川氏三百年の太平がつゞき、政令が徹底した國では寛文以後の如く、京升の一升が各地に共通し遂に中世の亂雜な升量を無くすることが出來なければ、支那は大きいからさうはいかぬので、自からたとへ公定の標準容量が官衙につくられてゐても

別段それに統一さるゝといふ事はなかつたのである。けれども長い年月の間には凡その收穫量がきまるので、漢代一畝二百四十歩から六斛四斗（日本で六斗四升）を得といふことは、やはり我國にも共通したらしい。日本では一段三百六十歩であるから、右の割合からみて、九斛四斗、約一石の收量になる。今日は一反收穫平坪二石内外であるが、昔の農法は幼稚であるから、凡一石内外であつたであらう。

大寶令によれば、量十合爲升、三升爲大升、一升十升爲斗、十斗爲石とあつて、殆ど唐の六典に從つた。もしこの際令集解に云ふ通り、方六尺の坪からの收穫量を米一升とすれば、一段から三石六斗となる、それは實に小升の計算であるから、今の一升の三分一にあたらねばならぬ、近時澤田吾一氏は、唐升は今の約四合にあたるのとべてゐられるが、伊藤東涯は制度通に「唐書食貨志をひき、少壯相均人食米二升日費米二十六萬斛といふ語を根據にして、そのかみの一升は、今の二合半ばかりと聞ゆとのべた、かりに漢唐尺に變化がないものとすれば一豆四升が常人の食であつたのに比し唐代二升を食ふといふのは、其量る榘の形が漢代の二倍になつたことを語る。さうした唐升が、日本に移つたので、今日の量で三合から四合ちかくの小升があつた。即奈良朝時代の正稅帳をみると日糧といふもの即人別の食料に日に四把又は二升と記したのが多い、當時一段は五十束の稻を得た、それが三石六斗の米だとすると實際は一束から七升二合。十二把を以て一束だとすれば一把は約六合。四把で二升四合といふ日糧になる、もし之を二升の食料と記したとすれば其一升は一升二合に當る。これは恐らく今の大升である。従つて小升は、其三分一の四合前後のものがあつた

ことを語る計算になるのである。やがて令に従ひて後世量は官私共に大を用ひたから、今日の我國の一升といふ大升が発生したのである。これ全く田地の收穫量から出發したといつてよい。支那も殆どその道行がひとしい。故に現在の支那の一升は一、二二六リットルであつて、我國の一升は一、八〇三九一リットルである、其比は六と一〇にあたる、これは日本の升が唐制輸入以前に高麗法又は高麗法に従つてゐた結果で、唐尺よりも猶二寸長い尺を用ひてゐた結果であると考へられる。但し支那に於てもこの升は、各地に於て大小がある。即、金州で一斗樹といふものが、我國の一斗六升三合七勺にあたり、同じく金州の一升といふのが、日本の一升六合にあたることもあり、新政府の一升は、我國の一升三合七勺に相當するといふ風であつて、殆ど其歸一する所をしらぬのが實際であるから、統一した公升は實行されてゐない。省別全誌をみると各地各縣での升の容量がちがうことが明になるであらう。(拙著支那斗量史稿参照、歴史と地理二十七卷五、六)

三、權

かやうに升の量がちがうといふと取引にこまる、こゝに於てか後周の建徳六年(西紀五七七)に、量を檢定し、積黍を以て量を定め、王稱を以て之を權り、一升之實皆重六斤十三兩と定めた。ついで宋代になつて淳化三年癸卯詔曰、

秬黍之制、或差毫釐捶拘、爲姦害及黎猷。宜評定秤法著爲通規、中略大府寺銅式自一錢至十斤。

とある。この時から穀物でも重量で取引し、一斤の價いくらといふことになるのである。

蓋し漢の法では鉄兩斤といふ名であつて、秬黍の千二百個の重を十二銖とし、二十四銖を兩とい

ひ、十六兩を斤といひ、三十斤を鈞とし、四鈞を石といつたが、さうした不便な進み方が宋以後には用ひられずして、厘、分、錢、兩、斤、擔といふ名にかはり、十厘が一分、十分が一錢（註これが我國の一匁にひとしい、民國では一錢は三、七三二グラム、我國の九、四四四分、約一匁である）十錢が一兩、十六兩即百六十目が一斤、百斤即十六貫が一擔といふことになつた。

これを我國の斤といふ習慣や貫目分厘といふ諸等法に比して彼此相通するものあるを知るのである、權は重也衡は平也秤也であつて、天秤といふものは漢代に出來てゐたと思はれる、この方は尺や量のやうに、容易に動かすことが出來なかつたから、日支を通じて今日も古いまゝに残存する。予は支那に於ける度量衡の變遷をこゝに詳述するのが目的ではなく、さきに尺度綜考で度の起源を論じたから、こゝで最近に見た木野の瓦器から思ひつゝいた起量の説をしるして、大方の是正を仰ぐのである。更らに後日機會を得て、量の變遷史をも記してみやうと考へてゐる。

追記

量が食物から起つたやうに、權衡も亦穀物の重さから出發した事は、儀禮に二十兩曰溢、爲米一升二十四分升之一とのべ、五經算經に一斛米量百二十斤としるすことによつて證される。狩谷掖齋はこの一斛百二十斤から計算し、漢の一升二十四分の一は今の一合一勺四撮七六弱にて、其米の重さ四十五匁九分有奇なり、今皇國の米をはかるに大凡一升の重さ四百匁也とのべて、日本の權と漢時の權との相似性をのべてゐる。支那の古い習慣を理解しなくては、日本の古い習慣の明にされないものが多いことを併せてこゝに記しておきたい。（昭和六年五月）